

『金谷園記』逸文輯綴

鈴木 二元

室町期に軽便な年中行事解説書として重宝された形跡のある「年中行事歌合」は、一番に「四方拝」と「屠蘇白散」を番えており、二条良基の筆になるとされる行事解説には、「右、屠蘇白散と云ふ薬は、一人是を飲みぬれば一家に病なし、一家のみぬれば一里に病なしといふ目出たき功能待れば、…」(新編国歌大観による)との記述が見える。今、これに関連して『年中行事抄』(統群書類従)の「典藥寮供御藥事」から一条を引く。

金谷園記云、屠蘇藥酒名。正朝以桃皮及諸藥、於酒中屠蘇和而飲之。先從小起。一人飲一家無病、一家飲一里無病。

傍線部は群書類従本『年中行事秘抄』(以下、特に指示のない限り「秘抄」とは同書を指す)「屠蘇白散事」にも見えており、良基が直接には何に拠ったのかについてはともあれ、先の行事解説が「金谷園記」に基づく説であった可能性のあることが知られる。

金谷園記については、古く守屋美都雄氏『中国古歳時記の研究』(昭38、帝国書院)に指摘のあるように中国「唐・

五代歳時記資料」の一つである。守屋氏が説くように明代あたりまでは残っていた可能性があるものの、中国ではあまり行われずその後失われてしまった。むしろ日本の年中行事資料などに多くの逸文を残しており、本邦学問史の観点からも興味ある資料である。

日本においては、比較的古いところでは『倭名類聚抄』に一箇所、後に掲げる『政事要略』に一箇所の逸文が見出されるし、加えて坂本太郎氏指摘の『台記』^①「康治二年記事」を勘案するならば、平安時代には確実に輸入されていた書物である。なお金谷園記の逸文集成作業についてひとこと述べるならば、右の守屋氏の仕事との関係について事情を詳にしないが、昭和四十三年に新美寛氏編・鈴木隆一氏補という形で京都大学人文科学研究所から『本邦残存典籍による輯佚資料集成続』(以下「輯佚」と略称)としても出され、計十四条の逸文が示されている。同「集成」に当たって利用された「本邦典籍」は、「年中行事抄」「年中行事秘抄」「明文抄」「倭名類聚抄」「和漢朗詠註略抄」「師光年中行事」である。

以下には、前記二書の集成に洩れた本邦残存資料から金谷園記逸文をはじめに拾い集め、続いて中国資料の逸文を若干補い、その内容、性格に及ぼうと考える。守屋、新美、鈴木各氏の業績以後にも、既に先学による指摘のある既知の資料も含まれるが、ここでは現時点での逸文および逸文収載資料の「集成」に意図があることを断つておく。なお、以下に付け加える逸文には、既に知られている箇所と重複するものが多いけれども、必要に応じ重複を厭わず掲げることとなる。

一 平安期資料より

まず、惟宗允亮『政事要略』卷廿九。寛弘五（一〇〇八）年頃の成立とされる法制書だが、その卷三十までは年中行事にかかわる記事で構成されていたものと思われ、年中行事書との関わりは無視できない。残念ながら現存するのは卷廿二からで八月以降の行事しか確認できないけれども、一箇所、引例を見出すことができる。十二月の「土牛」に關しての記事である。

1 金谷園記云、土牛送寒。礼云、季冬之月、磔出¹土牛¹、以示²農耕之早晚¹也。若立春在²十二月望¹、則策²牛人¹近前¹、示²其農早¹也。若立春在²十二月晦及正月初

、則策²牛人¹当中¹、示²其農平¹也。若立春在²正月望¹、則策²牛人¹近後¹、示²農晚¹之也。

（新訂増補国史大系。傍線部は『年中行事抄』にも）その政事要略から八十年後、寛治二（一〇八八）年の成立とされる积成安による『三教指帰』注『三教指帰注集』卷上本には、虫損により確定はできないけれども、佐藤義寛氏が述べるように恐らくは「金谷園記」と認めて誤らない引文が一条存在する。

2 □□園記云、臙^{ハツ}猶^{ハツ}獵^{ハツ}也。於此^ノ月^ノ中^ニ獨^リ取^ル禽^ヲ獸^ヲ以^テ祭^ル其^ノ祖^ト、從事^シ而立^テ、故名^ヲ為^ス蠓^ノ月^ト。蠓^ノ獨^リ也。

（佐藤義寛『三教指帰注集の研究』（平4、大谷大学）また平安末期、藤原範兼（一一一六五）『和歌童蒙抄』卷一には、仮名書きの形になってはいるが他には見えない金谷園記逸文を記しとどめている。

3 金谷園記曰、漢武帝張騫牽牛国にいたりて、七夕の川のはとりにて沙をあらふを見る。騫曰、漢帝の使にて、河のみなもとをきはむる也。七夕の給はく、極る事得べからず。速に帰り去て、漢帝にまみゆる事を得よ。すなはち一すぢのうき木をあたへてのせてかへらしむ。又一の塊石を得たり。東方朔其石をみて、たなばたの支機石とぞ云ける。されば彦星のくに、て、あらぬ世の心地ぞしけるを思ひてよめる成べし。

(日本歌学大系)

中国における張騫故事の流れの中に占めるこの金谷園日記の位置については、注意すべきものがあるが、詳しくは黒田彰子氏「張騫考―俊頼髓脳へのアプローチ―」(同氏「中和歌論攷」(平10、和泉書院)所収)を参照されたい。

このほか、蹴鞠伝書の中にも興味深い逸文を伝えるものがある。飛鳥井家の遠祖、藤原頼輔(一一一八六)の作と伝える『蹴鞠口伝集』巻上に、

4 金谷園記云、劉向別録云、蹴鞠者黄帝所造事、因兵勢而為之、起於戰國、今人相承、清明日為之也、与毬同

(平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書『蹴鞠技術変遷の研究』所収、東山御文庫本)

とあるものだが、これは次に掲げる『秘抄』三月に所掲の既知の逸文^②と関わろう。

金云、清明之気節也、万物皆出於土、清潔而明淨、「清」明蹴鞠毬也、起於戰國、今人相承、清明日為之

同じ金谷園記を典拠としながらも、両者の一致箇所が思いの外に少ないことも問題ながら、蹴鞠口伝集の「劉向別録云」との出典表示も問題となるところである。というのも、後でふれるようにこれまで確認されている金谷園記逸文中には右のごとき出典表示はほとんど見られず、蹴鞠口伝の記載方法は異例と云わざるをえないからである。無論、こ

れと対比すべき逸文が『秘抄』にしか見出されていないことからすれば、『秘抄』の方が抄録している可能性も否定しきれないのだが、金谷園記の原態を考える上でこのような出典注記には注意が必要である(なお後述)。

次に引くのは院政期末期の編纂とされる『幼学指南抄』巻三。これも本来三十巻の類書ながら、現存するのはその内のごく一部。しかし、「歳事部」をなす巻三は故宮博物院に蔵されて伝わっており、歳事関係記事は全体を確認できる。ただ、幼学指南抄に引かれたのは次の一条のみであった。^③

5 金谷園記曰、正月者立春之気節也。本為「政月」。秦始皇以「此月」生、因而名「政」(秦始皇姓／嬴名政也)。遂政為「正月」也。崔寔四人月令曰、正月一日是謂「正日」、^④ 黎祀「祖禰」、進「酒降」、神致「福祥」也

一部、文字の異同はあるが、傍線部はほぼ「年中行事秘抄」^⑤「正月」所引の逸文に一致する。なお私に興味深いのは、群書類従本とは大幅に内容の異なる尊経閣文庫本「年中行事秘抄」の当該箇所に見えることである。

正月者立春之気節也。本為「政月」。秦始皇以「此月」生、因而名「政」(秦始皇姓／嬴名政也)。遂政馬(左二「改為也」)正月也。

(判読困難な箇所は山本昌治氏の「校訂」を参照。以

下同じ)

同書には全体を見渡しても「金谷園記」の名は一箇所も見えないのであるが、どうもこの箇所だけは金谷園記と甚だ近い記述を有するようなのである。逸文研究の点では関心の薄くならざるをえない尊経閣本であるが、ここでは尊経閣本の方が基本的には本来の姿を留めているとみてよい。

和漢朗詠集註釈も既に「輯佚」において逸文資料として注目されていたのだが、黒田彰氏らによる朗詠註諸本の研究の進展により、新たな段階を迎えた。これも院政期末期成立かとされる「和漢朗詠註抄」から抜き出す。

6 金谷園記云、俗七種菜作羹、食令人無病文。

(東北大学本「若菜」題注)

7 金谷園記云、昔鄭虞シテイク以三月三日上辰ヲウム産二女。又上巳、日産一女。二日之中産三女、猥育ワケケスニ而並死ニ。于時俗流為大忌、每至是日官私皆同向東流水上ツノ為祓禊フツケイ之飲、以自潔也己ト。

(同「三月三日」題注)

8 金谷園記云、昔楚人屈原、字靈均。為楚三閭カキツリノリヨ大夫矣。…

(黒木文庫本「紅葉」、「外物独醒松潤色」句注)

最後の一条は「輯佚」に既に指摘されたもの故、全文は掲げない。まず初めの一条は、類従本「秘抄」をもって既に指摘されるものに一致するが、後で再びふれる。次の一条が新出の逸文である。朗詠註の中では、他に「和談抄」と

呼ばれる南北朝末期から室町初期成立の註にも、同じ部分の引用を確認できる。右のごとく朗詠註にまとまった引用が見られることは、示唆的である。朗詠集の四季の部に見える題は、そのまま歳時記、年中行事の簡略な一覧ともみなしうるものであり、年中行事書との距離は決して遠くないからである。

さて、ここまで平安期の金谷園記利用の状況を見渡してきたのだが、最後に忘れてならない資料として賀茂家榮(一一三六)の編とされる「陰陽雑書」を挙げる。実はこの陰陽雑書こそ、金谷園記のまとまった逸文資料として甚だ貴重なものであり、かつ同書の利用状況を考える上でも極めて重要な資料なのである。陰陽雑書の金谷園記引用は全部で九条。既に中村璋八氏による検討も備わっている(『日本陰陽道書の研究』(昭60、汲古書院)第二章「陰陽雑書について」)が、私に改めて検討を加える。まず第二十四「節日由緒」として掲げられた部分から示す。

9 金谷園記云、正月上元、祀祖禰進酒、神致福祥也。又

云、屠蘇、藥酒名、正朝以桃皮及諸藥於屠蘇和而飲之、

先従少起、一人飲一家無病、一家飲一里無病云云。

10 同記(金谷園記「引用者注」)、正月七日為人日、以七

種菜作羹食之、令人無万病。

11 金谷園記云、昔楚人屈原、字靈均、為三閭大夫、被讒

出而隠江畔、…（以下略）

12 五月五日、採蘭、以水煮之為湯、沐浴、令人避除人刀兵、攘却惡鬼。

13 七月七日夜、酒掃於庭露、施机筵、甘菓酒醢、兼散香

粉於庭上、以請河鼓織女。言此二星歡會之夜也。俗人

候之、或天漢中見奕々白氣（歲石反／美容也）、光耀

五色、以為徵応、見者便拜而願、乞富乞寿、子若有所乞、

唯得求一、兼求不得、三年乃得、自古來往往皆有其驗。

14 為陰氣將絶、陽氣始來、陰陽相激、化為疫癘之鬼、為

人家作病。黄帝使防相氏、黃金四目、身著朱衣、手把

捍楯、口作讎々之聲、以驅疫癘之鬼。至今歲除夜為之。

まず逸文9は、中村氏はこれを「又」で切り離し二条と

して扱っているけれども、ここでは一条と数えている。冒

頭に掲げた『年中行事抄』所引本文と関わることは自明な

のだが、問題は『年中行事抄』にはない傍線部分である。

これまで丹念に金谷園記逸文を追いかけてきた眼には、傍

線部の記述が『幼学指南抄』所引の逸文5に続く「崔寔四

人月令」に近いものであることは、すぐに肯われよう。こ

れが漢の崔寔さいしやく撰になる「四民月令」の逸文として誤りない

ことは、『初学記』巻四歳事部下「元日」冒頭の記載から

確認されることである（但し初学記には、末尾の「進酒降

神致福祥也」の傍線部分はない。なお「民」を「人」に作

るのは避諱によるものなのであろう。太平御覽も「四人月令」として引用しており、幼学指南抄編者の誤りではない。

ものによつては「民」の字を「氏」のごとき字体に記すの

も同じ理由と考えられる。³「致福祥也」の部分を持たない

初学記は幼学指南抄の依拠資料とみなし得ないことはとも

あれ、ここで厄介なのはまたしても尊経閣本『秘抄』の「正

月」注である。実は、尊経閣本『秘抄』では、逸文5に関

連して掲げた先の引用の下に続ける形で、「尚書云、月正

元日、元者首也、月上元礼祖禰進酒降神致福祥」との記述

が来るのである。当然、各本について誤写などの介入も想

定しなければならぬが、細かい文字の異同や脱落等は特

に問題としないでおけば、尚書の「月正元日」に続く記述

は四民月令の逸文に一致するものと云つてよい。

これらを整合的に説明することはなかなか難しいが、こ

れまで知られている金谷園記逸文中には、先行書の引用を

明示して記す例は前出の逸文1における礼記典故を示す

「礼云」以外、先に逸文3において問題とした「劉向別録曰」

のみで、これらを除けば一つも見えないこと、次に、もし

仮に幼学指南抄編者が金谷園記を実見していたならば、四

民月令に重複する記事が金谷園記にあるのを知りながら、

敢えてそこに四民月令をもつて引文する意味が見出し得な

いこと、この二点からするならば、家業の誤解とするのが

妥当なように思われる。幼学指南抄や尊経閣本『秘抄』のような、二つの記事を並べ記したテキストを見たことによる混乱と云ってもよい。しかし、上記の推定の前提は必ずしも絶対的なものではなく、豊富な引例からして家栄は金谷園記を実見して用いている可能性が極めて高いことからするならば、あながち誤記とも断定できないだろう。

ところで、この問題を考える前提として『四民月令』の内容について、もう少し説明を補っておく必要がある。実は初学記所引本文でなく、尊経閣本『玉燭宝典』により輯本された四民月令本文によれば、「正月之旦、是謂正日、躬率妻孥、潔祀祖禰、前期三日、家長及執事、皆致齋焉、及祀日、進酒降神⁵⁾」というように、先の本文とはかなり異なっており、四民月令本文の孕む問題が相当に大きいことが判る。同時に、逸文9の問題部分は幼学指南抄所引「四民月令」の取意(あるいは節略)による作文であることが窺われる。結局、逸文9に至る経過は正確に跡づけることはできないけれども、類書の四民月令本文は金谷園記と輯本四民月令との中間的本文を有するものということができよう。金谷園記の本文が類書の四民月令に近いことの意味は、これだけでは判然としないが、他の記事の検討と併せて後述することとしたい。

逸文10は和漢朗詠註抄で指摘したように、年中行事抄に

も見える逸文。『師光』も同様だが、「正月七日為人日」の傍線部分がこれまでの逸文には抜け落ちていた。朗詠註抄の「無病」は他の三本から「無万病」とするのが妥当であろう。

逸文11については、時代の下るものながら、関東に成立した庭訓往来注釈に引用を見る。但し、それは『陰陽雜書』からの孫引きであろうこと、嘗て指摘したとおりである。⁶⁾逸文12は、中世関東の天台談義所に成ったとされる書陵部本『朗詠抄』の「端午」題注に、「金谷園記云」としてほぼ同文が引かれる。

逸文13は中村氏の指摘通り、「二夜歎会……以降の部分」が類従本「秘抄」および「師光」所引逸文に近い。但し異なる存する部分は、概ね「秘抄」と「師光」が共通する。そして、両書に見えない「酒掃於庭露、施机筵、甘菓酒醕、兼散香粉於庭上、以請河鼓織女」は例えば、「晋周処風土記」(『太平御覽』卷三十一)に近い内容である。

七月初七日其夜灑掃於庭露、施几筵、設酒脯時果、散香粉於筵上、以祈河鼓(爾雅曰河鼓、謂之牽牛)織女、言此二星辰当会守夜者咸懷私願、咸云見天漢中有奕奕白氣、有光耀五色、以此為徵、見者便拜而願、乞富乞壽、無子乞子、唯得乞一、不得兼求。三年乃得、言之頗有受其祚者。

右の記事は、玉燭宝典・年中行事抄・類従本『秘抄』等にも引かれている。相互に文字の異同や語句の出入りがあり煩雑になり過ぎるため、今は『御覽』で代表させ、もはや諸本間の異同は示さないが、金谷園記の当該部が傍線部分にほぼ一致することは見て取れよう。更には、逸文13全体がほとんど「風土記」に拠っていることが窺われよう。先の逸文9を巡る考証にも関連することだが、金谷園記は先行する諸書の歳事記事を取捨し再編して作られた書物のようだ。即断はできないが、何らかの類書をもってその作業に当たったのではないかと思われる。四民月令の場合も類書の記述によく似通うことは、この推定によく合致する。ちなみに右の「風土記」記事は初学記にも引載される。

逸文14については、年中行事抄、『秘抄』と共通すること、中村氏の指摘の通りで、一部異同があるものこのことで取り上げるには及ぶまい。むしろ先の逸文13に関連して注目されるのが、次の「陰陽雜書」第二十五「避病術」に見える逸文である。まずは逸文を総て掲げておく。以下の三条を拾うことができる。

15 椒是玉衡之精、正朝服之、令人身輕、无病。又云栢是仙薬也。正朝以栢葉酒飲之、從小起、以除万病。

16 五月五日晨朝、踏草、令人无病、採葉懸門戸上、以攘除毒気也。

17 九月九日、黍稷並収梗、亦熟、触類嘗新、以大豆米糲米而蒸之、加粟稟之味、謂之次食饌、祭享訖而食之、令人長年无病、大吉。

15は中村氏の場合二条に分けているが、ここでは一括で扱う。氏の説くとおり、「金谷園記」としては未見の逸文としてよい。しかし、ひとたび類書に目をやれば、これが四民月令に基だ近いものであることが知られよう。初学記巻四・歳時部下「元日」の項を見よう。「進椒栢酒」の語に付せられた注に「四民月令曰」として次のように続く。

椒是玉衡星精、服之令人身輕能走、栢是仙薬、又云、進酒次第、当從小起、以年少者起先。

（太平御覽卷二十九時序部「元日」にも、「崔寔四人月令曰」として、ほぼ同じ記事あり）

これも玉燭宝典から採取した逸文では関連する表現として、「上椒酒於其家長」との記述を見出すのみであり、やはり類書所引逸文によく一致する点に注意しなければならぬ。

逸文16、17は中村氏指摘のように他には見えないもので、特に言及すべきこともないが、念のために触れておくと、逸文16は荆楚歳時記をもとにした節略であろうか。逸文17はこれも初学記もしくはそれに近い類書を利用していたのではないかと思われる一例である（初学記巻四「九月九日」

所引「玉燭宝典」および「千宝注」参照。

かつて坂本太郎氏は年中行事抄および明文抄所引の荆楚歳時記「七種菜」の記事を取り上げ、「師光」や『秘抄』の金谷園記逸文（前掲、逸文6・逸文10参照）との一致に疑問を抱かれ、「日本で荆楚歳時記と金谷園記とを誤って混同することもあり得ないことはないが、その場合一体どちらが正しいのか」との疑問を提出しておられた。しかし、ここに至れば事情は明瞭であろう。金谷園記は「七種菜」の部分では荆楚歳時記を採用したのである。金谷園記のかような性格を理解すれば、成立事情の曖昧な『歳華紀麗』を除き、宋代の類書などにも（一部例外はあるものの）ほとんど引用されぬまま、中国においてその証跡を絶つたのも、自ずと納得されるのである。

二 新撰年中行事

平安期年中行事書研究において、藤原行成の失われた著作『新撰年中行事』の発見は画期的な事件であった。そして、それが平安朝の儀式次第の究明に新たな光明を投げかけたのは勿論のこと、いま小稿の掲げる課題からするならば、西本昌弘氏も指摘するように同書が「さまざまな先行史料を引用している点」こそが注目されなければならない。

殊に「金谷園記」の引用は九例に及ぶものである。

ただし、ここに一つ注意しておかねばならない問題がある。金谷園記もその中に含まれる先行資料の引用の幾つかは、頭書や傍書の形をとっていることである。このことは「これらの頭書や傍書は、『新撰年中行事』成立後のある時期に後人が追記したものともみることでもでき」（西本論文）ることを意味し、金谷園記の場合、九例の内八例までが頭書、傍書なのである（但し残る一例にも問題あり。後述）。その点で、同書所引「金谷園記」を、十一世紀初頭の資料の纏まった逸文とは必ずしも扱えない、ということをお心得ておく必要がある。しかし、逸文資料としての価値においては何ら遜色はない。まず、九例の逸文を掲げる。

18 金谷園記云、正月者立春之気節也、本為政月秦始皇以
此月生因而名政遂改為正月（正月）

19 金谷園記云、夏者仮也、寛仮万物使其長也（夏）

20 金谷園記云、五月者荒種之気節也、言時可以有荒之
穀也（五月）

21 金谷園記云、六月者小暑之気節也（六月）

22 金谷園記曰、昔顔淵九月九日坐北湖之上泛菊酒飲也
（九月九日）

23 金谷園記、冬者終也、万物之終皆結成也、纂要云、冬
日玄英（氣黒而十二月英）、前日陽日（此時経陰用事

嫌／其無陽胡日陽日)

24 金谷園記云、十月者立冬之氣節也、言冬寒利□ (十月)

25 金谷園記云、十一月去大雪之氣節也、言其寒氣伝甚以

成大雪也

(十一月)

26 金谷園記云、十二月者大寒之氣節也、言其寒氣添例故

謂之大寒也

(十二月)

はじめに逸文23についてふれておく。この一条が金谷園記逸文中、唯一、本行に記されたものである。しかし、実はその点についても問題なしとしない。まず逸文23の記載されている位置からして問題であり、「冬」「十月」の記事が始まる直前、即ち九月の条の末尾に右の記事が挿入されている。しかし、記事の内容はむしろ「冬」注としてこそ相応しく、本来は「冬」注としての頭書もしくは傍書であったものが、転写の過程で本文化したものと思しい。現テキスト(東山御文庫本)においても、「金谷園記」云々の書き出し部分の二字分ほど上のところに点を打ち、「金」字との間を線で結んでおり、これは本来、点の位置から書き出すべきもの(即ち頭書として記す)との表示であったと思われるのである。

ところで、記事内容の方だが、金谷園記からの引用の範囲がはつきりしないため、ここには便宜的にひと続きに記されていた「纂要云」以下も掲げておいた。これも類書と

のかかわりを対比して見ていくのが都合がよい。まず、はじめの所は「事類賦」巻五「冬」の冒頭部分「冬終也、万物於是而終者也(釈名曰、冬終也、万物所以終成也)」に近い。「纂要云」以下は割注を含むところからも、やはり初学記巻三「冬」との近似が顕著であり、「蔡邕月令章句曰、冬終也」に続く「梁元帝纂要」がこれにほぼ一致する。初学記を参照することで割注部分の「十二月」とあるのが「青」の誤写であり、更にそれ以下の部分も「亦曰陽月(此時純陰用事、嫌其無陽、故曰陽月)」の誤りであることが知られる。こうした記載の仕方を見ると、金谷園記と類書を併用した注記というよりも、全体を金谷園記からの引用と見ておそらくよいのではないかと思われる。

所掲逸文の全体を見渡すと、18を除きすべてが新出逸文であり、その点の価値は高い。そして、引用の傾向を見ると、おおよそ鎌倉期成立の年中行事書などのように、「行事起源を引くよりは、例えば「正月者立春之氣節也」(正月)というような各月の規定に関する記事を好んで引いており、そのあたりにも時代の好みが反映していると見てよいかもしれない。また、これらの逸文は金谷園記の原態へ溯る際にも示唆するところが多く、恐らくは金谷園記も新撰年中行事のごとく、まず全体を大きく四季に分類し、季節ごとに「夏者仮也、寛仮万物使其長也」(夏)のように季節

の解説が記され、続いて「正月」以下の月が列挙され「一月者一之気節也」といった規定がなされ、その上で月々の重要な行事にはその起源説が記されていたのであろうと推測される。

さて、逸文22などは新撰年中行事の中では数少ない行事にかかわる漢故事の引用とみてよい。九月九日の菊酒については、『秘抄』等により知られる費長房の話が金谷園記逸文として既に知られているが、これと並ぶ漢故事としてこの記事を有していたようだ。これも初学記「九月九日」の事対に見える「坐湖」の語に関連して記されたものと思われる（初学記では「顔測九日坐北湖聯句詩曰……」）。

三 中世資料より

さて、平安期における金谷園記の利用状況、逸文の残存状況を確認したところで、中世における同書の利用状況を見なければならぬが、新たに指摘しうるものはそれほど多くはない。鎌倉期の資料としては、一条のみながら他にない引用を示す菅原為長の『管蠡抄』から挙げよう。卷五「社稷」（龍門文庫本による）に引かれたものである。

27 共工氏之子名曰「勾竜」、助「夏禹」治「水有功」、堯封「為」社官、又周棄能教「人播種」、堯封「為」稷官、

死「乃立」一壇「而祭」之、故以惣「而言」之号「為」社稷

金谷園記

これまでの逸文が総て年中行事に関連したものであることからすると、一見、この「社稷」の記事は異質なものと見える。なぜ金谷園記がこのような記事を含むのか、いぶかしく思われるかもしれない。事実、これまで金谷園記の記事と関わりが深いということで度々名前を挙げた初学記では、卷十三の礼部に「社稷」の項を設け、

礼記曰、厲山氏之子柱、及周棄為稷（厲山氏之有天下也、其子曰柱、能殖百穀、夏之衰也、周棄繼之、故祀以為稷神、厲或為列）、共工氏之子后土為社（共工氏之霸九州也、其子曰句龍、為后土、能平九州、故祀為社）

との記事を引いている。しかし唐代の類書にあっては、このような記事を歳時項目に組み入れる考えもあつたのである。次に引くのは『白氏六帖』卷一「社」の項の記事である。荆楚記（四人並結綜合社）句龍（共工氏有子曰句龍、能平水土、故祀以為社）

ちなみに前後の項目を拾ってみると、「元日」「人日」「正月十五日」「晦日」「社」「中和節」「寒食」という具合である。この「社日」（『荆楚歲時記』、『四民月令』では「祠大社之日」）をいつとするかは中国において時代ごとに変わり一定していなかったようであるが、中国歳時記類ではこれを二月に

置くことで共通していると見てよく、「社稷」の項も「歳時記資料」としての性格を逸脱するものではないのである。

次に、正和三年に橘寺の法空の撰として成ったとされる『聖徳太子平氏伝雜勸文』所引の逸文を掲げる。

28 金谷園記云、昔范陽盧充早失父母、兄弟共居家。西

四十里有崔少府墓。充於冬至夜向家西遊獵。趁一兔、走向前不知遠近。乃見朱門白壁。門下有

人禦門。充乃問曰、此是何舍宅。答曰、此是崔少府宅、君何不參之。充曰、余參去乃繫馬、充便入見崔少

府。当序坐而乃言曰、盧郎至也、且喜自来、昨得

君尊親府君書、為君、索吾少女、故相迎耳。充起謙讓。少府出書示之。充見之不違。便勸家中女

子等粧梳令盧郎入内。其充便入西齋廂見一女子、形容美麗窈窕、絕代無比。又見幄幄燦爛侍

從羅列、音樂飲食事事備具。夜成納俄經三夕。是夕

天將曙、女子乃起而涕泣。交流謂充曰、君是生人、兒且是鬼、生死道殊、人鬼異路、幸子君歛會、只今得

君三霄、兒今有孕、後儻生男還君收養若也。生

女兒自留之。充乃裝束。崔女相送出門、操袂為別。眷戀無尽、言訖充上馬而去。數步之間、適欲重叙

別、向來門館無復見矣。唯荆棘古墳而已。充還至家、

經於三年、因三月三日。於洛水上宴會。乃見水上

有犢車、或浮或沈、半隱半見。□剋之内乃至座前。崔女下車、與充相見、謂充曰、將謂生女即擬自留。今既生男、還君收養。充領得兒、訖。崔女遂沒不見。其兒頭黃口潤。盧氏承之云、鬼子盧是也。已上。

29 金谷園記曰、昔鄭虞以三月三日上辰、產二女。又上

巳日、產一女。二日之中、產三女。猥育而並死于時、浴流為大忌、每至是日、官私皆同向東浪水上、為祓禊之飲。以自潔也。已上。〔聖徳太子御傳叢書〕による。

これらについては、既に牧野和夫氏による紹介があるが、逸文資料としての検討はなされていないので、以下に

少し検討を加えてみる。まず28は、これまで見てきた金谷

園記逸文中では、例外的に長文の記事と違ってよい。内容

も、一見して『蒙求』の「盧充幽婚」の句で知られる説話

的な記事となっており、他の逸文との違和感は拭いがたく

思われるけれども、29とともに「三月上巳事」との項目の

下に引かれており、歳時書としての基本的性格のうえで問

題はない。また、『藝文類聚』卷四・歳時中の「三月三日」

にも「統搜神記曰」として同類話が引かれており、歳時にか

かわる話題と認識されていたことが窺われる。ただ、藝文類聚は内容がかなり節略されている。これまでの例のご

とく、類書本文との接近が見られる事例とは反対の状況が見られることになる。この点は、金谷園記という書物の性

格を考える上で重要な意味をもつと思われ、なおよく考えるべきところである。なお、29は前掲7の逸文と共通するもので、関連する記事としては、『白氏六帖事類集』巻一「三月三日」の部に「東流水」の語の解説として、

宋書、漢有郭虞者、三月三日上辰産二女、上巳日産一女、
二日産三女、並不育、俗以為大忌、故此月此日諱在家、
皆祓禊於東流水上

とあるのが近い。初学記も「宋書」によりつつ類似の記事を載せるが、人の名を「郭虞」とするなど、金谷園記逸文と一致しない部分がある。7と29とが一部を除き高い一致度を示すことからすれば、誤写ということでは説明がつかない。少なくとも、初学記等の現行テキストとは別の資料との関係を考えなければならぬ。

続いて南北朝期の資料に目を転じ、年中行事歌合との関係からも注目される、四辻善成の『河海抄』を見てみよう。いわゆる善本はないといわれる諸本状況において、河海抄の利用は難しい一面をもつが、ひとまず既に翻刻のある天理図書館蔵の文禄本を基礎として、同じく天理図書館蔵の伝兼良筆本、及び画像公開されている阪本龍門文庫蔵本を参照しつつ見ていくこととする。書名をもって引用を明示しているのは、全部で四箇所。まず箒木の巻には「五日節」

として逸文11に概ね一致する記述を確認することができ。次に紅葉賀の巻には逸文14にほぼ一致する例が見られる。先に触れたように類従本「秘抄」にも同じ箇所の引用があるが、「秘抄」では末尾の「至今歲除夜為之」の一文がなく、「秘抄」を経由しての引用はありえないことが判る。幻の巻には逸文13とほぼ一致する一条が見出される。ただ、河海抄では末尾を「乞富乞寿乞子」と結んでおり、僅かな違いは存在するけれども、「突々白氣」の下に付せられた割注も細字注として残されており、よく原形をとどめていると見てよい。最後に宿木の巻に「粉熟」を注する形で下に細字で添えられた記事に「金谷苑記云獻「赤粉餅」とあるものについては、確認の術がない。

さて、最後の一例を除けば河海抄の金谷園記利用の状況は、陰陽雑書によってほぼ覆い得る。いま殊更に陰陽雑書に言及するのは、河海抄がそれを参照していることはほぼ疑いなくところだからである。しかし、最後の一例を信頼するならば、やはり金谷園記そのものを披見していた可能性が高いのではないかと思われる。

次に室町期のものだが、『壺囊抄』にも二箇所の引用を見ることができ。まず同書巻三「四方拜小朝拜ナンド申ハ何事ゾ」以下の項目（正保版本では巻四、巻五）は、まさしく年中行事に関する問答になっており、そこにも年中行

事歌合が大きな影響を及ぼしている点が注目されるけれども、そのことはさておき、その年中行事問答の末尾「追儼事」の項に一条、そしてこれとは別に巻五（版本巻八）「諸寺ノ修正ト云ヒ并ニ年ノ初月ヲ正月ト云」の項に一条、それぞれ一部読み下す形で金谷園記が引用されている。後者については、先に逸文5として示した中の一部で、類従本「秘抄」の掲出範囲の中にも収まる記述である。ところが、問題となるのは前者の方である。

金谷二曰、昔高辛氏ノ子、十二月晦日ノ夜死ス、其靈成^レ鬼^ト致^ス疾病^ヲ。因^レ之^ニ以^テ「桃弓葦矢」逐^レ之^ヲ云。

逸文14に見るように、金谷園記に「追儼」の条があったことは確かである。では右の記事は逸文14に付随するものとして金谷園記に含まれていた記述なのであろうか。

ここで注意しておかなければならないのが、これまでに度々引用してきた年中行事書や陰陽雑書にも引かれている、中世年中行事書を巡る典籍群の中の一つ、「十節記（録）」の記事である。年中行事抄から引こう。

十節記云、十二月晦夜厭儼鬼何、昔高辛氏子、十二月晦夜死、其靈成鬼、致疾病、奪喰人祖靈祭物、驚祖靈、因之以桃弓葦矢逐疫鬼、靜国家。

年中行事歌合の「追儼」行事解説、「殿上の侍臣、桃の弓蘆の矢を取りて鬼を射るなり」もこの記述から派生したも

のと考えてよからう。大島幸雄氏が指摘するように、類従本「秘抄」にもほぼ同じ箇所引用がある（肝心の傍線部には異同がないので、「秘抄」との細かい異同には触れない）ほか、三善為康「掌中歴」の「節日由緒」も典拠表示はないがこれと同文と見てよく、十卷本「伊呂波字類抄」引用の「長輪曆」が比較的近い記述を有する。⁽¹³⁾「十節記」との一致のみから、塩囊抄の記述が金谷園記になかったことの論証にはなりえないけれども、大島氏も指摘するように十節記（録）の記す節日の由緒は、概して金谷園記などとは異質な点が多く、右のような形で記述の細部が一致することは考えがたい。十節記の説の内、河海抄にも引かれる「文選」（紅葉賀「なやらふとて」注）には、

卒歳大儼駢^レ除群癘^レ方相秉^レ鉞^ト巫覡操^レ芻^ト侏子万童丹首
玄製桃^ト弧^ト棘^ト矢^ト所^レ発^レ無^レ梟^ト飛^ト磔^ト雨^ト散^ト剛^ト瘴^ト必^ト斃

鬼を逐うのに「桃弓葦矢」をもつてするという説の古い姿は見取することはできるものの、直接的な関連性は窺いえない。やはり十節記の特徴は、多く「高辛氏（子）」を軸にして起源を説くところに求められよう。高辛氏は黄帝の曾孫とされる（史記・五帝本紀）伝説上の人物で、帝嚳とも称される。河海抄の賢木の巻に「あをむま」を注して、「十節録」に続けて引かれる「皇世記」にも、

高辛氏之子、以正月七日恒登^レ東^ト崗^ト命^レ青^ト衣^ト人^ト令^レ列^下

「青馬七疋」調^中「青陽之氣、馬者主^上陽青者主^上春、崗者万物之始、人主之居、七者七曜之清徹陽氣之温始也。」

(類従本「秘抄」、「執柄家年中行事」にも)

「青馬」の行事に関わらせて「高辛氏之子」を持ち出している例が見られる(但し「紫明抄」にも)し、「玉燭宝典」正月十五日条にも「其夜則迎^上紫姑^上以卜」という一条に関連して「洞覧云、帝魯之女、将^上死遺^上言。我、生平好^上遊樂。至^上正月、可^上以見迎。又其事也」というように、やはり「帝魯之女」が持ち出されるのである。更に興味深いのは唐鈔本雜抄(王三慶「敦煌類書」)で、ここでは「五月五日何謂」というような問答形式が用いられて幾つかの日付について因縁を簡略に記すのだが、十節記に関する大島氏の指摘の中にも、その記述上の特徴の一つに「問答形式の文章構成」が挙げられており、

一部に差はあるが、基本的形式は、「○月○日………何」
+ 「中国の故事」+ 「簡単な結語」が想定される。

とされていた。雑抄は極めて簡略な記事しかもたないものの、確かにこの形式に似通っている。雑抄が挙げるのは必ずしも節日ばかりではないのだが、「五月五日」「七月七日」「九月九日」という節日のところで、これも「高辛子」や「帝魯子」の名が記されるのである。かつてはいろいろな書物の中に、高辛氏の娘に関わらせて年中行事の起源を説く思

考が確かに働いていたのである。山中裕氏「十節記」考(『日本歴史』第六十八号)が説くように十節記が邦人の手になる撰であつたとしても、それらの説は本来的には漢籍に起源をおくものと考えてよからう。故に、金谷園記との一致がありえないわけではない。

ただし「金谷二日」として十節記と同文の記事が引かれるこの事態を説明するには、金谷園記がそのような記事を用意していたとするよりも、類従本「秘抄」の「追難事」の項における次のごとき記載に注目する方が合理的であろう。

金谷云、陰氣将絶、陽氣始来、…(中略)…以駝疫癘之鬼

昔高辛氏子、…(下略)

即ち、金谷園記からの引用を明示したあと、典拠表示なしに十節記の記事が引かれる形になっているのである。考うるに壙囊抄は、類従本「秘抄」のごとき記述をもって金谷園記を引いていたのではなかったか。同様の引用形式は師光年中行事にも見られるほか、尊経閣文庫蔵冊子本『江家次第』(尊経閣善本影印集成)にも「裏書云」として、同様の記事が確認できる。尊経閣本の「裏書」の位置づけは、現在の諸本状況では確定が難しく後考に委ねざるをえないが、「昔高辛氏子」以下の記事を金谷園記の記事に続けて

記す形式が、このように複数確認される以上、一連の記述が本来の金谷園記の姿であった可能性を捨て去るわけにはいかないものの、「高辛氏子」云々の記事を金谷園記記事とみなすことにはやはり慎重であるべきだろう。無論、結論を得るためには更なる十節記の素性の説明が不可欠である。

壙囊抄の編者たる行誉が実際に参照していた典籍の数や種類は、いま年中行事関連記事のみに限定しても、実はなかなか判然としない。ただし同書の中には書名を表すと思しき「年中行事」の語が三箇所見えており、何らかの年中行事書が参照されていたことは間違いないと思われる。ただし壙囊抄所引「年中行事」の記事は類従本「秘抄」や師光年中行事だけでは説明できず、その実態は未詳である。結局、推測に推測を重ねることにしかならないけれども、行誉の金谷園記利用の実態は、年中行事書の孫引きで対応可能な範囲のものでしかない。

*

本稿では、各所に散在する「金谷園記」逸文を拾い集め、逸文の検討から見えてくる幾つかの問題点について提起した。見落としている資料もおお多に違いない。それらを丹念に蒐集することで、これまでの見通しに修正が必要となる可能性は高いはずだ。より正確な実体に接近するため

に、多くの方々からのご教示を願っている。

注

- (1) 坂本太郎「荆楚歳時記と日本」(『風土記と万葉集 坂本太郎著作集第四巻』(昭63、吉川弘文館))
- (2) 以下、引用は群書類従によりつつ、山本昌治「校訂 年中行事秘抄」(『大阪青山短期大学研究紀要』第九号、昭56・5)をもつて一部補訂した。
- (3) 東豊書店刊「中日交流叢書」の影印による。翻刻には、『創造と思考』第二号(石山曙生翻刻)および古辞書研究資料叢刊(木村晟・片山晴賢・森山麟三翻刻)があるが、いずれにも校正ミスがある。
- (4) 王彦坤編著『歴代避諱字匯典』(一九九七年、中州古籍出版社)に、四民月令の「民」字に代えて「人」字を用いた例の指摘がある。
- (5) 渡部武「四民月令」輯本稿」(『東海大学紀要 文学部』第四十五号、昭61・9)による。
- (6) 拙稿「庭訓往来を巡る注釈の学」(『熊本県立大学文学部紀要』第七巻第一号、平12・12)
- (7) 注(1) 坂本論文参照。
- (8) 従来は中国の類書の中では、金谷園記を引く類書としては『歲華紀麗』(卷一正月「漢帝賜羹之候」註同(正月)晦日「送窮」註)が知られている程度であったが、検索手段の電子化にともない新たな逸文も指摘しうろようになった。四庫全書の全文検索によれば、宋・祝穆撰の『方輿勝覽』(卷二「平江府」の「專鱸」註、

金谷園記謂、鱸魚常以仲秋後從海入江、菰葉南越人、以剪筍和為羹、甚珍、魚白如玉、菜黃如金、隋人已呼為金羹玉膾云（中文出版社本により、併せて中華書局刊の中國古代地理總志叢刊を参照した。また『呉都志』卷二十九、『呉都文粹』卷六等にも）
が加わる。

(9) 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について」
伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』一（『史學雜誌』第一〇七編第二号、平10・1）

(10) 牧野和夫「釋聖云撰『太鏡底容鈔』」「太鏡百鍊鈔」解説・翻印
—その一、『太鏡底容鈔』—（『かがみ』第三十一号、平63）

(11) 注(6) 拙稿参照。

(12) 『十節記』は、早くに芳賀幸四郎氏が『東山文化の研究』（河出書房、昭20）「公家社会の教養と世界観」第一章六「有職故実書・日記」で指摘しているように、「康富記」嘉吉二年八月一日条に、具体的利用状況を窺わせる記事がある。「千秋之節万幸、昼過程参清外史之文亭、依遲参先有使、例式賞翫蕙粥、有一盞之後退出了、外史被語云、今日食蕙粥之事、未見出処、若被見歎、予十節記之中不見此粥之事之由返答了、誠可尋出処文也」というものだが、この記事からすれば室町前期までの伝来は確実で、少なくとも中原の家には備わっていたことが知られる。

(13) 大島幸雄「『覚書』十節録」（『國書逸文研究』第九号、昭57・8）

(14) 壺囊鈔所引の年中行事記事については、近時、野上潤一「壺囊鈔」
年中行事記事の基礎的検討—中世後期—（『年中行事歌合』／『公事根源』）享受史のために—（『詞林』第四十三号、平20・4）
により詳細な検討がなされており、この問題箇所については「師

緒年中行事』によるものとの見出しを出しておられる。師緒年中行事は未見のため、小稿では類従本「秘抄」の引用にとどめたが、野上氏の説は説得力のあるものである。ただここでなお断言を躊躇わざるをえないのは、『荆楚歲時記』の一部のテキストに記される正月の「晦日送窮鬼」の一条と、それに付された「金谷園記」逸文を有する注記の存在による。王毓榮『荆楚歲時記校注』（民国七十七年、文津出版社）により、当該の逸文を示す。

按、金谷園記云、「高陽氏子瘦約、好衣敝食糜、人作新衣与之、即裂破以火燒、穿著之、宮中号曰窮子、正月晦日巷死」、今人作糜糜破衣、是日祀于巷、曰送窮鬼

王氏がこの一条について「案、金谷園記乃唐李邕作、故此条乃衍文」とするのも当然で、荆楚歲時記テキストの問題としてはそれでよいが、「高辛氏」ならぬ「高陽氏」の話題として、正月晦日に「鬼」を「送」る記事が「金谷園記」に存在した可能性を伝える逸文として、注意を払わねばならない。同じような内容の記事が、『歳華紀麗』「送窮」註に「金谷園記云、昔顛頊帝時宮中生一子、性好著洗衣、人作新衣与之、……」（『說郛三種』上海古籍出版社による）と見え、孤例ではない。しかし、この一条をもつ荆楚歲時記のテキストの性格、歳華紀麗の成立事情など考えるべきことは多い。故に注記に留めておく。

〔付記〕

小稿で指摘した「金谷園記」逸文は、先学の指摘のあるものは管見の限り本論中にお名前を挙げるようにしたが、その他、蹴

鞠口伝集については佐々木孝浩氏、管蠡抄については山田尚子氏、新撰年中行事については石田実洋氏の御教示を受けた。また山田俊氏からは中国資料の逸文の指摘、および論の細部にわたる御批評をいただいた。記して感謝の意を表したい。

最後になったが、小稿は平成十五年度の国文学研究資料館主催の共同研究「中世年中行事書の研究」の成果の一部である。